

2020年度 事業報告

2020年度は、新型コロナウイルス(以下「コロナ」という。)感染症の影響により多くの活動に制限を受けた。

緊急事態宣言が発出された4月7日から5月31日までの期間をはじめとする感染症の拡大期に、休憩所や売店等の施設運営の休止を求められた。

また、施設等の運営にあたっては、感染予防対策に万全を期すとともに、自然観察会等のイベントについて規模を縮小又は中止し、感染拡大の防止に努めた。これら当初の計画と異なる対応を求められるなかで、以下のとおり事業に取り組んだ。

- ① 本部・支部間の一層の連携強化と効率化を進め、競争的環境への対応を図り、国民公園にふさわしい各苑の維持・管理運営の向上に努めた。
- ② 国に協力して緑豊かで由緒ある国民公園の貴重な資産、環境を保全し、利用するための事業を実施した。
- ③ より多くの国民や外国人旅行者(インバウンド)が国民公園を訪れ、安全・安心にその魅力を楽しむことができるような国民公園づくりに努めた。
- ④ エコアクション21(ガイドライン2017年版)による環境経営方針に基づき、事業活動を見直しつつ、環境負荷のさらなる低減に努めた。
- ⑤ 2020年に実施された京都御苑の市場化テストに関する様々な手続き及び業務実施については、上記の点を踏まえた的確な対応を行った。

第1 理事会及び評議員会の開催

1 理事会

2020年度においては、コロナ感染症予防のため、次のとおり理事会を招集せず
に書面決議とした。

以下の決議事項の各議案について、全会一致をもって原案どおり議決した。

(1)日 時 2020年3月13日(金)

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 一般財団法人国民公園協会2019年度事業報告の承認に関する件 |
| 第2号議案 | 一般財団法人国民公園協会2019年度決算報告書の承 |

認に関する件

第3号議案 評議員並びに理事及び監事の任期満了に伴う改選を評議員会に提案する件

第4号議案 評議員会の目的事項に関する提案の件

(2)日 時 2020年3月30日(月)

決議事項 代表理事及び役員を選任に関する件

(3)日 時 2020年9月8日(火)

決議事項 借入に関する件

(4)日 時 2020年12月22日(火)

決議事項

第1号議案 一般財団法人国民公園協会2021年度事業計画の承認に関する件

第2号議案 一般財団法人国民公園協会2021年度正味財産増減予算書の承認に関する件

2 評議員会

2020年度においては、コロナ感染症予防のため、次のとおり評議員会を招集せず
に書面決議とした。

以下の決議事項の各議案について、全会一致をもって原案どおり議決した。

(1)日 時 2020年3月30日(月)

決議事項

第1号議案 一般財団法人国民公園協会2019年度決算報告書の承認に関する件

第2号議案 評議員並びに理事及び監事の任期満了に伴う改選に関する件

(2)日 時 2020年10月7日(水)

定款第18条(決議の省略)の規定に基づき、中村靖評議員の辞任に伴う評議員の補欠選任のため、評議員10名全員の同意により、塩見清仁評議員を選任した。

第2 国民公園の保全及び利用

大都会にあつて豊かな自然と歴史的資産に恵まれた国民公園の特性を踏まえて、その保全に努めるとともに、身近な自然とのふれあいや歴史的探勝等の場として活用していく事業を進めた。

1 自然環境及び歴史的資産の保全管理

① 自然環境の保全

各苑の貴重な自然環境を保全し、その景観を維持するための樹木や芝生等の手入れを実施した。

皇居外苑では皇居前広場のクロマツ等の貴重な樹木や芝生の手入れを実施するとともに、コブハクチョウの飼育・保存を図り、冬季期間中は、高病原性鳥インフルエンザ『対応マニュアル』に即し濠の監視を図った。

② 歴史的資産等の維持管理

皇居外苑の御製碑の維持管理、京都御苑の閑院宮邸跡及び拾翠亭、新宿御苑の茶室楽羽亭、翔天亭の維持管理及び公開を行った。

また、新宿御苑の伝統的菊栽培及び花壇展示の技法の保存と普及啓発に努めた。

③ 国民公園への理解・協力者の確保

各苑のインフォメーションコーナーにおいて、国民公園や環境問題をめぐる情報の積極的提供、ニュースレターの配布などにより、広く国民や地域における理解・協力者の確保に努めた。

④ 学術研究機関との連携

各苑の質の高い保全を図るため学術研究機関等へ協力を求めるとともに、引き続き学術的、先進的な見地から植生管理等を進め、歴史的景観の保全に努めることとした。

2 国民公園に関する情報発信

① 苑内散策・利用案内

苑内各施設を利用案内等の情報拠点として活用するとともに、それぞれの見所、周辺地域も含む自然環境や歴史・文化などを紹介するために、多言語化にも対応したマップやパンフレットを作成、配布した。また、京都御苑では従来四半期ごとに発行していた「京都御苑ニュース」についてコロナ感染症の影響により夏号の発行を中止したが、その他の号については予定どおり発行し、関連する各施設において配布した。

皇居周辺を散策する外国人旅行者を含めた個人利用者向けに携帯端末用の多言語

版散策マップアプリを開発した。

② ホームページやSNS、ニュースレター等による情報発信の充実・強化

国民公園の利用者にとって、魅力や利用サービス情報の取得等について、より使い勝手の良いものとするために、国民公園協会のホームページをリニューアルし、随時更新した。また、各苑におけるSNS(Twitter/Instagram)での情報発信を充実・強化する等、ホームページやSNSを活用して、利用者サービス事業の案内情報を迅速に提供し、利用の促進を図った。これらについては、外国人旅行者への対応を図るべく、ホームページの英語表記の実装化に加え、京都御苑においては中国語及びフランス語化を実施した。皇居外苑では、コロナ禍においてウイズコロナ、アフターコロナにおける更なる利用普及に繋げるため、you tube などによる動画の配信に関し、外部企業からの教示を基に動画制作に向けた検討を進めた。

3 自然とのふれあいや歴史探勝の推進

京都御苑では、春の自然教室はコロナ感染症対策のため開催を中止したが、冬、夏、秋の自然教室について感染対策に配慮しつつ予定どおり実施した。新宿御苑では、フォトコンテストを実施したほか、大温室の利用増進を図るため、らん展等を開催した。また、国、自治体やNPO、関係団体等が実施するイベントとも連携・協力した。

4 環境省主唱行事への協力

環境省が主唱し国民公園内で実施する「みどりフェスタ」、「環境月間」等の各種行事については、コロナ感染予防対策として、開催中止となった。

環境省が推進する「新宿御苑魅力向上事業」について、早朝開園やライトアップイベント、特別開園イベント等関連事業の実施に協力を行った。

第3 国民公園の管理及び施設の整理・清掃

国民公園に精通する当協会がこれまで培ってきたノウハウを活用し、次の業務を総合的かつ計画的に行った。

- ① 広場、苑地、建物等の整理・清掃等の維持管理
- ② 樹木の手入れ、芝生・草地・植栽等の維持管理
- ③ 苑内巡回による利用者指導及び苑内の施設点検

第4 利用施設等でのサービス向上

利用サービス向上のため以下の取組を進めた。

- ① 食事提供サービスの向上を図ることとし、各苑の歴史的・各休憩所の立地環境を

踏まえて、コロナ終息後の利用者の需要に合致したメニューを検討した。

- ② 「エコ・クッキング」を推進することとし、東京ガスエコ・クッキング推進委員会と新たなメニューの提供について協議を進めた。
- ③ 「和食文化国民会議普及啓発部会」、農林水産省の「和ごはんプロジェクト」等、和食文化の保護・継承を目的としたさまざまな活動に向けたオンライン会議に参加した。
また、コロナ終息後を見越し学術研究機関や企業と協力して『地方創生』を題材とした商品やそれらを使用したメニュー、更にはイベント開催などについて準備を進めることにした。これらの活動は、交通系ディテールをはじめ地方自治体等との協力・連携の拡大を視野に働きかけを進めた。
- ④ 各苑の特色を活かし、利用者のニーズに合致した販売品の開発や販売ツールの拡大を検討した。
- ⑤ コロナ終息後の観光振興を検討するとともに外国人旅行者への食事メニューや販売品の外国語表記等多言語化や成分表示等外国人旅行者が安心して利用できるオペレーションを再構築することとした。
- ⑥ 各苑の駐車場及び京都御苑の運動利用施設について、利用拡大のためにサービスの充実を図った。
- ⑦ 利用最盛期の混雑に対応し、臨時売店、臨時駐車場の設置、臨時トイレ設置等利用者の便宜を図った。

第5 環境対策の推進

- ① 「エコアクション21」に基づく環境経営方針等を着実に実施した。国が取り組むプラスチック製買い物袋等容器包装の使用合理化への対応策を講じた。また、ペットボトルキャップの収集によるワクチン供与事業を継続した。
- ② 環境対策の普及啓発を目的とするオンラインでの地域イベントに参加するとともに、環境保全に繋がる「食育」、エコ・クッキング等の「環境対策」の普及啓発活動を推進した。

第6 高齢者・障がい者等への利用支援

- ① 皇居外苑楠公レストハウスのレストラン等において管理栄養士主導のもと、調理上の配慮を加えるなど、障がい者等が利用しやすい環境を整えた。また、修学旅行生の食事アレルギー対策として、行政及び専門医らの監修により作成した管理マニュアルを活用し、利用者の安全を第一とした運用に努めた。
- ② 高齢者・障がい者・外国人旅行者等を含むすべての国民公園利用者が、安全で、安心して、快適に利用できるようユニバーサルデザイン等の環境整備について検討を進めた。

第7 安全対策

国や自治体のコロナ感染防止対策に関する要請にいち早く協力するとともに、利用者等が安心して利用できるようソーシャルディスタンス等の対策を講じた。また、国民公園利用者への安全対策が円滑に講じられるよう、コロナ禍を契機とした感染症に対する危機管理を新たな視点として防災マニュアルに加えることとした。

AED(自動体外式除細動器)などによる防災・救急救護の訓練をはじめ、大規模災害を想定した避難訓練等への参加協力等災害時への対応の強化を引き続き図ることとした。

施設の安全点検を実施して事故防止に努めるとともに、苑内での作業に当たっては、十分に利用者の安全確保を図った。